

盛岡市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要領

(平成29年5月26日農業委員会会長決裁)

改正 令和2年4月20日

(設置)

第1 農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林水産省令第23号。以下「規則」という。)第11条第3項に基づき、委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するため、盛岡市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 規則第11条第1項に基づき、推薦又は応募した盛岡市農地利用最適化推進委員候補者(以下「推進委員候補者」という。)の評価を行い、意見を盛岡市農業委員会に報告するものとする。
- (2) 推進委員候補者の評価にあたり、活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法により評価を行うものとする。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は会長を、副委員長は会長職務代理者をもって充てる。

3 委員は、盛岡市農業委員会地区調査会設置要綱(昭和43年農業委員会告示第1号)第3条にある者で会長が指名した農業委員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(持ち回りの方法による表決)

第6 委員長が特に必要と認めたときは、持ち回りの方法により表決を求め、委員の過半数が参加する場合に限り、会議の議決に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、持ち回りの方法による表決について準用する。この場合において、前条

第3項中「出席委員」とあるのは「参加委員」と読み替えるものとする

(秘密の保持)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

改正文(令和2年4月20日) 抄

令和2年4月20日から施行する。